代行運転役務の提供の条件に関する説明書

■　事業者名

■　所在地

■　連絡先

|  |  |
| --- | --- |
| 運転代行業従事者の氏名 |  |
| 適用する料金の内容 |  |
| 適用する自動車運転代行業約款 |  |
| 損害賠償措置 | 代行運転自動車に起因する場合 | 対人：　　　　　　対物：　　　　車両：　　　　　 |
| 随伴用自動車に起因する場合 | 　対人：　　対物：　 |
| その他：道路運送法の規定により、お客様は随伴用自動車に乗車できません。 |

標準自動車運転代行業約款の概要

１　料金の収受又は払い戻しに関する事項

　　当社は利用者に対し、事前に料金の概算額を説明し、役務提供の終了時に料金の支払いを求めます。また、利用者からの求めがあれば領収証を発行します。

２　代行運転役務の提供に関する事項

　　以下に該当する場合には、代行運転役務の提供又はその継続を拒絶することがあります。

　・当該代行運転役務の提供に関し、申込者から特別な負担を求められたとき

　・道路運送法、道路交通法その他の法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反する場合

　・利用者が係員の行う代行運転役務の提供に支障を来す行為を行った場合や、係員の行う運行の安全確保の措置に従わないとき

　・泥酔等により利用者が行先を明瞭に告げられないとき　　等

３　代行運転役務の提供の始期及び終期

　当社の役務提供は、当社の運転者の代行運転自動車への乗車のときに始まり、下車をもって終わります。

４　損害賠償に関する事項

　　当社は代行運転自動車及び随伴用自動車の運行によって、利用者や第三者の身体を害したとき、利用者の代行運転自動車を損壊したとき、第三者の財産に損害を与えたときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。

５　免責に関する事項

以下に該当する場合は当社の利用者に対する責任は免責となります。

　・当社及び当社の運転者が代行運転自動車等の運行に関し注意を怠らなかったとき

　・利用者又は第三者に故意又は過失のあったこと並びに代行運転自動車等に構造上の欠陥等があったことを証明したとき　等

※約款の全文をご覧になりたい方は、係員にお申し付けください。